

序章 問題の所在——三貨制度の形成過程を考える……………	3
第一節 日本近世の貨幣統合過程を復元することの現代的意義……………	3
第二節 近年の議論と課題……………	4
第三節 本書の構成……………	17
第一章 交通集中心に生まれた近世的錢統合の萌芽——近江の状況(一)……………	27
第一節 近江の錢をめぐるこれまでの議論と地理的環境……………	27
第二節 一五六〇年代以前——階層化と浅井長政の統合政策……………	28
第三節 一五七〇年代以降——ビタ・上錢による統合の方向性……………	35
第四節 一六世紀に見られる近世的錢統合の端緒……………	48
第二章 金・銀の普及と羽柴秀次のインフラ整備——近江の状況(二)……………	55
第一節 近江の金・銀をめぐるこれまでの議論……………	55
第二節 金——使用階層の広範化と小判・一分金……………	56
第三節 銀——銀商誘致政策、各種銀の併存……………	60

第四節	金・銀の普及契機の差異……………	67
第三章	江戸幕府の貨幣統合政策と彦根藩の対応——近江の状況(三) ……………	72
第一節	江戸幕府貨幣の基準貨幣化をめくって……………	72
第二節	慶長〜元和期の彦根藩経理記録に見る基準貨幣……………	73
第三節	彦根藩による江戸幕府貨幣の受容……………	80
第四章	東西結節点に見られる近世への傾斜——紀伊の状況 ……………	88
第一節	紀伊の銭・金・銀をめぐるこれまでの議論と地理的環境……………	88
第二節	北部——ビタ・上銭と金・銀の普及……………	90
第三節	南部——ビタ内階層化と狭義の銀遣い……………	96
第四節	銭の再階層化、金統合の方向性、狭義の銀遣いの端緒……………	102
第五章	もう一つの東西結節点はどう特殊か——伊勢の状況 ……………	111
第一節	伊勢の貨幣をめぐる千枝大志氏の議論と地理的環境……………	111
第二節	千枝氏著書の成果……………	112
第三節	千枝氏著書への疑問——伊勢の地域性に関する問題を中心に……………	118

第六章 京都隣接地域の独自性・共時性——摂津の状況	123
第一節 摂津の銭・銀・金をめぐるこれまでの議論と地理的環境.....	123
第二節 銭——特殊な階層間価格比.....	124
第三節 銀——価値尺度としての使用.....	126
第四節 金——現物使用の存在.....	129
第五節 銭使用の独自性、金・銀使用の共時性.....	129
第七章 生野銀山を挟む南北の対称と非対称——播磨・但馬の状況	132
第一節 播磨・但馬の銭・銀・金をめぐるこれまでの議論と地理的環境.....	132
第二節 播磨——銭のプレゼンス低下と金・銀の使用.....	133
第三節 但馬——銀山の存在はその所在地で銀を普及させるか.....	140
第四節 銀使用の非対称、金使用の共時性.....	142
第八章 毛利領国における銭の未統合——出雲の状況	147
第一節 出雲の銭をめぐるこれまでの議論と地理的環境.....	147
第二節 高位銭——精銭・清銭・精料・吉銭・古銭.....	148
第三節 低位銭——悪銭・南京・鍛・なみ銭・当料.....	151
第四節 基準銭の政策的設定、未統合の実態.....	156

第九章 瀬戸内海南岸の銭秩序——伊予・讃岐の状況……………161

第一節 伊予・讃岐の銭をめぐるこれまでの議論と地理的環境……………161

第二節 伊予——小早川検地にみる銭の階層性……………162

第三節 讃岐——上銭の存在……………165

第四節 四国における銭の階層化と統合の方向性……………168

第十章 江戸幕府に先行する銭生産——九州北部の状況……………171

第一節 九州北部の銭をめぐるこれまでの議論と地理的環境……………171

第二節 豊後・筑後——「和銭」「清銭」……………172

第三節 肥前——佐賀藩の銭製造事業……………175

第四節 地方政府による銭生産への視野……………178

第十一章 国産銭に関する江戸開幕以前の法制……………183

第一節 一六世紀の国産銭を文献史的に考える……………183

第二節 「日本」の語を含む銭種……………186

第三節 「地」の語を含む銭種……………186

第四節 京銭……………187

第五節 打平——無文銭……………188

を近年の研究が進めていることと対照的である。また、中世手形類は近世紙幣成立の一つの条件だが全てではない、という観があるが、私札・藩札が突然登場するわけでもない。中世手形類と近世紙幣とくにその初期のものとの連続性を問うことは、近世の貨幣秩序の理解に益しよう。

前者で、中世手形類の機能の近代的傾斜（替状が文言証券的性格を獲得していること等）について言及した。前者発表後、先に述べた問題意識から、議論を發展させ、初期私札の様式・機能的系譜の中世での探索を試みた。その成果が本書に収録した論考（第十二章）である。

第三節 本書の構成

本書の考察内容については第二節でも若干言及したが、ここで改めて示す。第一・二・三章では近江、第四章では紀伊、第五章では伊勢、第六章では摂津、第七章では播磨・但馬、第八章では出雲、第九章では伊予・讃岐すなわち四国北部、第十章では九州北部（とくに豊前・筑後・肥前）を対象として、当該時期の銭・金・銀の使用状況の復元を主とする、定点観測的な事例研究を行う。なお第五章については、当該問題につき近年精力的な実証分析を行っている千枝氏の著書に対する書評の形をとる。総じて、銭については、江戸幕府慶長一三・一四年法に先行するビタの普及（政策に先行する銭統合）とその一方で階層性の併存、金・銀については、浦長瀬氏が示す観よりも早期の各地での普及（加えて、浦長瀬氏がつとに語る銭使用解消が必ずしもないこと）と西日本における銀遣いの端緒、等について語る。第十一章では、当該時期の国産銭に関する法制史料を集成し、国産銭のプレゼンスの大きさと寛永通宝発行への展望を示す。これは第十章で示す、一六世紀の国産銭、一七世紀初頭の地方政府の銭生産事業（佐賀藩の藩銭）の議論とも関係する。第十二章では、金属貨幣の代替物として登場する近世紙幣、とくに初期私札の機能的系譜を中世手形類に見出す作業を行う。第十三章では、第一章から第十二章までの分析

結果をまとめる。本書の実証結果とその含意の要約なので、本書の分析結果を把握するにはまず第十三章をお読みいただくといよい。終章では第十三章までの分析を踏まえ、一六世紀から一七世紀初頭の貨幣統合に関する政策を編年的に整理し、それぞれの歴史的意義を再評価する。

補章では、本論と問題関心を若干異にするが、文化史と銭史との複合的研究の試みとして、南北朝期の僧の夢記をとりあげ、銭に対する心性の復元を行う。日本中世の経済主体の思考形態を復元することは、当時の経済活動の歴史性を理解する上で無駄ではないと考える。この章はそのための問題提起でもある。日本近世の貨幣思想との比較や、一時期活性化した、民俗学等との連携による議論の深化が期待される。

(1) なお日本中世・近世移行期貨幣史研究の現状に関するサーベイが近年いくつか発表された。以下列挙する。千枝大志「中世後期の貨幣と流通」(『岩波講座日本歴史』八、岩波書店、二〇一四)、藤井讓治「近世貨幣論」(『岩波講座日本歴史』一一、岩波書店、二〇一四。なお本章で言及する藤井氏の所論はこれによる)、安国良一「日本近世貨幣史の研究」(思文閣出版、二〇一六。以下本章で言及する安国氏の所論はこれによる)、川戸貴史「中近世日本の貨幣流通秩序」(勉誠出版、二〇一七)。また筆者も、近年の研究状況を反映した、古代から現代までを対象にした日本貨幣史の通史叙述を発表した(『通貨の日本史』中央公論新社、二〇一六)。あわせて参照されたい。なお本書校正中に、この分野の研究を牽引してきた研究者の一人である桜井英治氏の論文集『交換・権力・文化』(みすず書房、二〇一七)が発表された。残念ながらその成果を本書に反映することはできなかった。

(2) 例えば三上隆三『江戸の貨幣物語』(東洋経済新報社、一九九六)。

(3) 本法は銭の階層ごとの価格を定義した撰銭令と、銭・金・銀の比価を法定した追加令によって構成される。撰銭令は永禄一二年二月末から三月初頭にかけて京都で出されたものと天王寺で出されたものがある。両者は文言に若干の違いはあるが大意は変わらない。京都令を以下引用する。

定撰銭条々

一 ころ、やけ(燒) 銭 せんとく(宣徳) 二文たて
一 ゑみやう(恵明) 大かけ(欠) われ(破) すり(磨) 五文たて

一 うちひらめ(打平) なんきん(南京) 十文たて、此外撰銭たるへき事

一 反銭、地子銭并諸公事等、金銀、唐物、絹布、質物、五穀以下、此外諸商買有来時のさ、(う)は(相場)以テ、此代にてとりかわすへし、付、事を撰銭ニよせ、諸商買物かうちき(高直)になすへからざる事

一 諸事も(の)とりかわし、撰銭と増銭と半分と(衍)宛たるへし、但、此外ハ、其人のあい、(相合)たるへき事

一 悪銭売買堅停止事

一 撰銭の料未完ニ押入、狼藉ニおいてハ、其町として相支、注進すへし、至見除之輩、同罪たるへき事

一 (4-7)

右条数、堅加制止訖、若有違犯輩者、注交名(可脱カ)注進、可(不)依権門勢家被官、可被行其科者也、仍下知如件、

永祿十二年二月廿八日

過料事

一 壹銭売買、於撰銭輩者、過料十文可出定(之カ)、

一 十銭、同過料百文、

一 百文以上於撰銭ハ、過料一倍、

〔法規・法令〕(『中世法制史料集』〔以下、『中法』とする〕五)六八五。なお天王寺のものは同六八六。傍線筆者、以下同)

追加令は永祿一二年三月一六日に上京・下京・八幡惣郷に出された。これらは先の撰銭令の追加補足の性格をもつ。これもまた所付ごとに文言の異同が若干あるが、大意は変わらない。上京令を以下引用する。

精撰追加条々 上京

一 以八木売買停止之事

一糸、葉十斤之上、段（綴）子十端之上、茶碗之具百の上、以金銀可為商買、但、金銀無之ハ、定之善錢たるへし、余之唐物准之、此外ハ、萬事定之代物たるへし、然而、互有隱密、以金銀売買有之ハ、可為重科、『付、金子ハ拾兩之代拾五貫文、銀子ハ拾兩之代貳貫文たるへし、』

一 祠堂錢、或質物錢、諸商買物并借錢方、法度之代物を以て可為返弁、但、金銀於借用ハ、以金銀可返弁、『付、金銀無之ハ、定善代物たるへき事、』

一 見世棚之物、錢定に依而、少も執入輩あらハ、分國中末代商買停止たるへし、『付、諸商買に依て、金銀兩目替停止、并売手かたより、金銀を不可好之事』

一 大小に不寄、荷物、諸商買之物、背法度族有之ハ、為役人申届可相究、若不能信用ハ、荷物悉役人可被投之事
一 科錢之儀、一錢より百文ニ至らハ、百疋たるへし、百疋之上にいたらハ、千疋たるへし、其外准之事

一 錢定違犯之輩あらハ、其一町切ニ可為成敗、其段不相届ハ、殘惣町一味同心に可申付、猶其上ニ至ても手餘之族にをいてハ、可令注進、同背法度族於告知ハ、為褒美、要脚伍百疋可充行之事

永祿十二年三月十六日

彈正忠（織田信長）○（「天下布武」朱印）

（同六八七。なおその他の事例は同補注二九八）

本書ではこれらをまとめて織田信長永祿一二年法と称する。

（4）「寺社法」（『中法』六） 一七〇。以下引用する。

掟旨

一 金子の代、拾兩につき貳拾貫文、ハイ、タルヘキ事

一 銀子の代、拾兩につき貳貫文ハイ、タルヘキ事

一 米の和市、百文につき当分壹斗四升ワシタルヘシ、タ、シ、米出来之時者、重而和市可被相定事

一 うりかい物の儀者、是迄のことく、壹貫文の物ハ壹貫文にハイ、タルヘシ、其外高下、同前事

一 諸成物にも、此旨を以、其沙汰セシムヘキ事

以上

傍線部のように、金一兩＝銀一〇兩＝錢二貫文、と定めている。

- (5) 例えば浜野潔他『日本経済史一六〇〇—二〇〇〇』（慶應義塾大学出版会、二〇〇九）。
- (6) 例えば前掲註(1)藤井論文。
- (7) 前掲註(1)安国著書、七四頁。また、岩橋勝「近世の貨幣・信用」、『新体系日本史』一二、山川出版社、二〇〇二）も参照。
- (8) 以下引用する。

定

- 一 永楽沓貫文に鑑錢四貫文充之積たるへし、但、向後永楽錢ハ一切取扱ふへからず、金銀鑑錢を以可取引事、
- 一 金子沓両ニ鑑錢四貫文可取引事、
- 一 鑑錢猥につかふへからず、但、なまり（鉛）錢大われ（破）かたなし（形無カ）錢へいら錢、此五錢之
外ハ無異儀可取引事、
- 右條々、若於相背ハ、可為曲事者也、仍如件、
慶長十三年十二月八日（後略）

（『徳川禁令考』三六八四）

定

- 一 金子沓両ニ付永楽錢沓貫文たるへき事、
- 一 金子沓両ニ京錢可為四貫文、但、なまり錢かたなし大われ新錢へいら錢、此五錢之外は撰間敷事、
- 一 金子沓両ニ銀五拾目たるへき事、
- 右之旨を以、御年貢并諸商売共ニ取扱ふへき者也、仍而所被定置如件、
慶長十四年七月十九日

（同三二六八五）

なお一六世紀では、史料上はヒタ・ひた等と表記するのが一般的であり、鑑字使用はほとんど普及していない。本書では、一六世紀以降の「ヒタ」「ひた」等を概括する概念用語としてヒタの語を使用する。

- (9) 桜井英治「中世の貨幣・信用」(前掲註(7))『新体系日本史』一二、同「錢貨のダイナミズム」(鈴木公雄編『貨幣

の地域史』岩波書店、二〇〇七)。以下、本章で言及する桜井氏の所論は特記ない限りこれらによる。なお桜井氏が示す諸現象にかかる実証的な部分は、本多博之氏の所論〔戦国織豊期の貨幣と石高制〕吉川弘文館、二〇〇六〕に依拠するところが大きい。

(10) 藤井氏は、江戸幕府慶長二三・一四年法を三貨制度の成立を画する法令とする先行研究の評価を批判する。いわく、同法は全国対象でないこと(あくまで関東限定たること)、あくまで宿駅における交換の円滑化を図るものである。金銀銭が相互に連動する三貨制度は、元禄一三年(一七〇〇)の金・銀・銭比価公示〔御触書寛保集成〕一七六七)ならびに元禄から宝永にかけての金銀銭製造をもって確立する、という。とはいえこの観はあくまで藤井氏の三貨制度定義に基づく。何をもつて三貨制度の確立と定義するかによって、結論は変わる。ともかく、政府サイドが金・銀・銭の比価を規定した(またその際の基準銭に採用されたのがビタだった)ことは、三貨制度をどう定義するかはともかく、金・銀・銭の併用という現象を含む日本近世の貨幣秩序の形成過程を考える上で重要な事例として注目されるべきだろう。恐らく現存最古の金・銀・銭比価公定法と思われる春日大社「掟旨」(前掲註(4))も、時限立法(米供給不全時の危機対応)だった(終章参照)。

(11) 前掲註(1)安国著書、一九〇頁、五〇頁、七四頁。各銭種名称の解釈については前掲註(1)千枝論文を参考にした。なお江戸幕府慶長二三・一四年法を最減価銭以外の等価使用・ビタの基準銭化とする評価は、安国氏に先行して藤田五郎氏が示している〔藤田五郎著作集〕四、御茶の水書房、一九七二)。この点については安国氏の言及がある。

(12) 以下引用する。

銭定之事

- 一 なんさん(南京)銭、うちひらめ(打平)銭、この二銭のほかハゑら(撰)むへからさる事、
 - 一 右二銭之外ハ、三文立にとりやりすへき事、
- 右違犯之ともから、速可処嚴科者也、仍下知如件、

天正十年十月日

筑前守(羽柴秀吉)判

〔豊臣秀吉文書集〕一、五三二)

- 一 去十三日歟、奈良中無法量料足ヨル間、從筒井(順慶)銭定ノ札打之、三貫直ニ可取之、ワレ(破)、カケ

(欠)、ナマリ(鉛) 銭ノ外ハ可取之云々、
〔参考資料〕『中法』五、八一

(13) 本多氏は、秀吉法と筒井法とで排除対象の銭種に差異があることから、この双方を一括して議論する小論に疑念を呈す(『書評』高木久史著『日本中世貨幣史論』、『史学雑誌』一二〇―一二一、二〇一―二〇二)。一方筆者は、特定の最低位銭以外一般というカテゴリの設定を重視する。この点については第一章参照。

なお前著にて、次の史料を掲出した。

尚以段銭諸成物等、銭年貢之事、可為三文立候、已上、

河内国中銭之取渡之事、京・堺如相定可在之旨申遣候間、可有其御意得候、恐々謹言、

羽筑

十二月四日

秀吉(花押)

池田丹後守(教正) 殿

多羅尾玄蕃(綱知) 殿

野間左吉(康久) 殿

御宿所

〔豊臣秀吉文書集〕一、五三七

前著ではこれを天正三年(一五七五)～八年(一五八〇)ごろのものとしていたが、藤井氏は花押形状等からこれを天正一〇年(または同一一年)に比定する。その観が正しければ、天正一〇年に銭の取渡につき河内でも京・堺での規定と同様にするよう伝えていることになる。また銭使用を「三文立」とすることは、羽柴秀吉・筒井順慶天正一〇年法と共通する。そのことから、羽柴秀吉・筒井順慶天正一〇年法と同様の政策が同年に京・堺・河内でも実施された、との解釈が可能になる。

(14) 浦長瀬隆『中近世日本貨幣流通史』(勁草書房、二〇〇二)。以下本書で言及する浦長瀬氏の所論はこれによる。

(15) 前著にて、売券の価額表記媒体を「取引手段」(浦長瀬氏はこの語に交換手段・支払手段の意を与えているようだが明確な定義は示していない)とする解釈は不当であり、第一義的には建値(価値尺度)を示すにすぎず、それが実際の

交換手段としての使用を表現しているかどうかは留保が必要であること（価額表記媒体と実際の交換手段との乖離を想定すべきこと）を、浦長瀬氏も典拠に使用した史料を援用して実証した。価額表記と実際の交換手段との乖離の現象は日本古代・清代中国でも確認されており（榮原永遠男『日本古代銭貨研究』清文堂出版、二〇一一、岸本美緒『清代中国の物価と経済変動』研文出版、一九九七）、日本中近世移行期に特有の現象ではない。安国氏のように、売券の価額記述は、不動産取引であることを勘案するにせいで高額取引の価値尺度を示すにとどまるのではないか、との展望（安国良一〔書評〕浦長瀬隆著『中近世日本貨幣流通史』、『日本史研究』四九一、二〇〇三）がまずは妥当な解釈だろう。

なおそもそもその問題として、浦長瀬氏がいう「取引手段」の語の定義の不明瞭さは他の研究者も指摘する（藤本隆士〔書評〕浦長瀬隆著『中近世日本貨幣流通史』、『社会経済史学』六八一、二〇〇二、前掲安国書評）。

- (16) 小葉田淳『日本貨幣流通史』（刀江書院、一九六九）、前掲註(9)本多著書、川戸貴史『戦国期の貨幣と経済』（吉川弘文館、二〇〇八。関東・北陸・中国・九州等）、千枝大志『中近世伊勢神宮地域の貨幣と商業組織』（岩田書院、二〇一一。伊勢）、前者（越前等）、等。また、前掲註(9)鈴木編『貨幣の地域史』はその書名のとおり、日本中近世移行期の貨幣の地域性を考察した業績である。

- (17) 前掲註(16)小葉田著書。

- (18) 例えば瀧澤武雄『日本の貨幣の歴史』（吉川弘文館、一九九六）。なお政府公鑄銭が存在する国で複製された銭を私鑄銭、公鑄銭が存在しない国で生産されたものを模鑄銭とする櫻木晋一氏の定義（『貨幣考古学序説』慶應義塾大学出版会、二〇〇九）がある。本書では製造方法の低位概念たる「鑄」の語にことさらこだわる必要はないと判断し、双方を指して模造銭の語を使う。

- (19) 桜井氏は寛永通宝の直接の前提を寛永三年（一六二六）の水戸の公認民間模造銭に求める。一五七〇年代の日本への銭供給途絶については、黒田明伸『貨幣システムの世界史』（増補新版、岩波書店、二〇一四）。

- (20) 前掲註(9)桜井論文、大田由紀夫「渡来銭と中世の経済」（『日本の対外関係』四、吉川弘文館、二〇一〇）。補足するに、桜井氏は低銭の階層上昇・基準銭化に関連して、国産模造銭の基準銭化を推測する考古学的知見に賛意を示すものの、低銭の全てが模造銭であるとまではいっていない。また桜井氏が参照する考古学的知見は櫻木氏のものである

(前掲註(18)櫻木著書)。櫻木氏は一六世紀末から一七世紀初頭にかけて模造銭が精銭(本書でいう基準銭)として扱われたとの観を示す。これは、①一括出土銭は状態の悪い銭をほとんど含まない、②よって一括出土銭は当時流通した状態の良い精銭のストックである、③当該時期に一括出土銭の模造銭比率が上がる、④よって当該時期に模造銭は精銭として扱われた、という論法による。ただし状態の良い銭が当時精銭と認識されたかどうかは未詳である。よって②は未証明である。

- (21) 東北中世考古学会編『中世の出土模造銭』(高志書院、二〇〇一)、嶋谷和彦「模造銭の生産と普及」(小野正敏他編『戦国時代の考古学』高志書院、二〇〇三)、前掲註(18)櫻木著書、等。また黒田氏は日本国内流通宋銭銘銭Ⅱ明私造銭との観を示す(前掲註(19)黒田著書)。加えて年代観のビークが一六世紀後半にある日本出土の永楽通宝は関東で生産された可能性が大きいとする。参考例として村松白根遺跡(茨城県東海村)出土の永楽通宝の枝銭(村松白根遺跡)一、茨城県教育財団文化財調査報告二五〇、茨城県教育財団、二〇〇五)を挙げる。

- (22) 関連の中島氏の業績を以下列挙する。「能ヶ谷出土銭の史的位置」(能ヶ谷出土銭調査団編『能ヶ谷出土銭調査報告書』能ヶ谷出土銭調査会・町田市教育委員会、一九九六)、「中世貨幣の普遍性と地域性」(網野善彦他編『中世日本列島の地域性』名著出版、一九九七)、「日本の中世貨幣と国家」(歴史学研究会編『越境する貨幣』青木書店、一九九九)、「中世貨幣システムにおける私鑄銭の位置」(研究代表者櫻木晋一『九州・沖縄における中世貨幣の生産と流通』一九九九)、「二〇〇一年度科学研究費補助金基盤研究(C)研究成果報告書、二〇〇二)」、「室町時代の経済」(『日本の時代史』一、吉川弘文館、二〇〇三)、「十五世紀生産革命論序説」(研究代表者小野正敏『中世東アジアにおける技術の交流と移転——モデル、人、技術』平成一八年度〜平成二一年度科学研究費補助金基盤研究(A)研究成果報告書、二〇一〇)。
- (23) 橋本雄『中華幻想』(勉誠出版、二〇一一)。また黒田氏も注目する村松白根遺跡出土の永楽通宝枝銭(前掲註(19)黒田著書)を、鳴海家によるものかどうかはともかく、常陸での永楽通宝模造の徴証とする。国産銭にかかる考古学的知見を文献史学的方法へフィードバックする好例である。ただしこの枝銭は製造遺構・遺物を伴っていない(前掲註(21)『村松白根遺跡』)ため、当地で生産されたとは現在のところ断言できない。

なお内山俊身氏は、古河公方が古河の商人・福田氏を京銭鑄造座頭(史料では「京座司」)に任じ銭を製造せしめたとの史料に言及する(『古河公方領国における流通』茨城県立歴史館編『中世東国の内海世界』高志書院、二〇〇七)。

『古河市史』資料中世編二一三五、元龜二年(一五七二)正月一〇日付)。

(24) 従来の研究は天正大判の発行を天正一六年(一五八八)としてきたが、川戸氏は、それより早い同一五年に存在していた史実を検出した(前掲註(1)川戸著書)。研究史への貢献は大きい。

(25) 盛本昌広「豊臣期における金銀遣いの浸透過程」(『国立歴史民俗博物館研究報告』八三、二〇〇〇)、田中浩司「十六世紀前期の京都真珠庵の帳簿史料からみた金の流通と機能」(峰岸純夫編『日本中世史の再発見』吉川弘文館、二〇〇三)、同「十六世紀後期の京都大徳寺の帳簿史料からみた金・銀・米・銭の流通と機能」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一一三、二〇〇四)、同「十六世紀の京都大徳寺をめぐる貨幣について」(竹貫元勝博士還暦記念論文集刊行会編『禪とその周辺学の研究』永田文昌堂、二〇〇五)、同「貨幣流通からみた十六世紀の京都」(前掲註(9)『貨幣の地域史』、中島圭一「京都における『銀貨』の成立」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一一三、二〇〇四)、阿部航「十六世紀末期の金銀貨の登場に関する研究ノート」(『立教日本史論集』九、二〇〇四)、前掲註(1)川戸著書、本多博之「織田政権期京都の貨幣流通」(『広島大学大学院文学研究科論集』七二、二〇一一)、桐山浩一「文祿・慶長期京都における金の貨幣的地位」(『出土銭貨』三三二、二〇一三)、同「十六世紀後半の京都における銀の貨幣化」(『ヒストリア』二三九、二〇一三)、同「中近世移行期の京都への銀の流入と流通」(『世界遺産 石見銀山遺跡の調査研究』四、二〇一四)。

(26) 桜井英治『日本中世の経済構造』(岩波書店、一九九六)、同「日本中世における貨幣と信用について」(『歴史学研究』七〇三、一九九七)、前掲註(9)同「中世の貨幣・信用」。

(27) 例えば岩橋勝「近世私札と経済発展」(『甲南経済学論集』五四―三・四、二〇一四)。

(28) 例えば国立歴史民俗博物館編『お金の不思議』(山川出版社、一九九八)。

第二章 金・銀の普及と羽柴秀次のインフラ整備——近江の状況(二)

第一節 近江の金・銀をめぐるこれまでの議論

本章では、一六世紀後半から一七世紀初頭の近江を対象に、金・銀の使用状況に関する事例研究を行う。このことにより、日本近世の貨幣統合過程、とくに金・銀に関する実態面の一端の復元を試みる。

当該時期の近江の金・銀使用状況に関する先行研究は、浦長瀬隆氏による売券の価額表記を集成した業績が事実上唯一である(序章参照)。浦長瀬氏いわく、売券価額表記媒体としての金使用は、北東部(旧伊香郡・坂田郡・東浅井郡・犬上郡〔彦根市〕)では一五九一〜一六〇〇年に事例一件(ただし米と併記)があり、その次の事例(金建て単独売券の初見事例)は一六七一〜八〇年まで下る。南東部(旧愛知郡以南栗太郎以北)では一八世紀以降に所見がある。銀使用は、北東部で一六三一〜四〇年以降、南東部ではそれより早く一六〇一〜一〇年以降に確認できるようになる、との観を示す。つまり浦長瀬氏の観では、中近世移行期の近江での金使用はほぼなく、銀使用は一七世紀初頭に散発的に見られるものの、南東部に所見が偏る。

一方、売券以外の史料を検索するとどのような観を得られるか。そこで本章では、売券以外の史料を主な典拠

とし、一六世紀後半から一七世紀初頭の近江の金・銀使用実態の復元を試みる。これにより浦長瀬氏が示す観の相対化をはかりつつ、中近世移行期の近江における金・銀統合の過程とその地域性の復元を試みたい。地域区分については、北東部・南東部にかかる先述の浦長瀬氏の定義に本章は準拠する。ただし北東部に西浅井郡を含め、滋賀郡・高島郡を西部と定義する。

第二節 金——使用階層の広範化と小判・一分金

第一節で示したように、浦長瀬氏は売券価額表記媒体としての金使用の初見を、北東部では一五九一～一六〇〇年に（その次の事例は一六七一～一八〇年）、同南東部では一八世紀以降に確認している。

なお近江の隣接地域たる京都での金使用状況にかかる先行研究は、概ね、普及の始期を一五六〇年代末～一五七〇年代に求める説と、一五八〇年代に求める説とに分かれる（なお第三節で示す、一五九〇年代の京都での銀使用事例数の大幅増に比しての、金の事例数変化の穏やかさを語る点はおおむね一致する）。まとめると、先行研究が示す観によれば、近江における金使用の普及は京都に遅れる。

先行研究が示す以上の所見に対し、近江で売券以外の史料を検索するに、どのような観を得られるか。以下、時期別に見てみる。

（１）一五八〇年代以前——在地レベルでの使用

近江での金使用を示唆する早い例が、延徳元年（二四八九）の「今堀地下掟」の「惣ノ地ト私ノ地ト、サイメ（際目）相論ハ、金ニテすまずヘシ」（傍線筆者、以下同）との規定である。⁽²⁾地下レベルで、境界相論解決の支払手段に金を想定していたことがわかる。また、金使用をありうることにする近江の地下レベルの認識が当時あった

ことも示す。これは金現物の授受の史実を必ずしも示さないが、参考事例としてここに示す。

一六世紀の近江での金（ならびに銀）使用を示す初見が、元龜二年（一五七二）に丹羽長秀が佐和山城（現彦根市）攻略に際し近江北部の農商へ金銀を配った、との記録である。⁽³⁾ただし大名家譜という史料の性格上、史実としての認定に留保が必要である。

一次史料での金使用の初見が、元龜三年（一五七二）に比定される、黄金二〇両進上に対する顕如^{けんじゆ}發淺井長政宛札状である。⁽⁴⁾次いで、天正元年（一五七三）の、竹生^{ちくぶしま}島神社（現長浜市）が信長への御札として進上した金一枚六両の受領を伝える、磯野員昌（もと浅井氏被官、のちに信長に服す）發竹生島社宛書状がある。⁽⁵⁾これらの事例から一五七〇年代前半には、少なくとも北東部の領主レベルでは金を贈与支払手段として使っていたことがわかる。先述の丹羽家譜の記述と合わせ、一五七〇年代前半の北東部での、金の現物使用を認めてよいだろう。以上の事例は、浦長瀬氏が示す北東部の売券上の金使用初見事例より二〇年程度先行する。

一五八〇年代の事例。天正一二年（一五八四）六月または同一三年（一五八五）六月に比定できる、土豪野矢家（現東近江市糠塚町に所在）の「大豆之代^{大豆}金子」の不調法につき指示する、蒲生氏郷發書状がある。⁽⁶⁾当例は金現物の授受自体を示さないが、当時の南東部の土豪レベルの階層が金現物使用をさせた（と氏郷が認識した）ことを示唆する。

同一三年八月ならびに一〇月付の、芦浦^{かしろ}観音寺（現草津市）のこのころは秀吉直領代官かつ村落代表としての性格を持つ⁽⁷⁾「金子」三枚納付に対する秀吉發請取状がある（また金一枚⁸京升三三石または三六石との比価を示す⁹）。納付目的は文書上不詳であるが、深谷幸治氏はこれを、近江の秀吉直領年貢分の金納と推測している。⁽⁸⁾また脇田修氏が示す、河内・摂津・秋田・讃岐・近江の蔵米にかかり、代官から中央への集中の際に換金相場が添付された事例の一つでもある。⁽⁹⁾代官による金上納は、それだけの額の金にアクセスする機会が当地に存在したこと

を示す。なお同一五年（一五八七）分の物成算用にかかる「金子壹枚八両八ふん」の受託を伝える秀吉発声浦観音寺宛朱印状もある。⁽¹⁰⁾

以上の諸例は、南東部の土豪・在地村落代表者レベルでの枚単位の金使用が一五八〇年代にあったことを示す。これは、浦長瀬氏が示す南東部の売券上の金使用の初見事例より一五〇年程度先行する。

なお、戦国期の紀伊那智山の最大の御師の一つ・実報院の家に伝わる元和九年（一六三三）付の記録に、その「四十年前」の事例つまり一五八〇年代ごろに、近江の「永原殿」から「最花」^{はつお}（初穂）として「金子壹枚」を那智山の宿坊が受領した旨が記されている。⁽¹¹⁾ 後世の史料であるが、近江から紀伊への金流入回路の一五八〇年代の存在を示唆する。

(2) 一五九〇年代以後——使用の継続

次に、浦長瀬氏が近江での金使用事例の初見（ならびに中近世移行期での事実上唯一の事例）を確認している、一五九〇年代以後の事例を見る。

一五九〇年代の事例のうち、まず収取に際する金相場にかかる事例を挙げる。天正一九年（一五九二）の朝妻（現米原市）ならびにその周辺の検地に際し「其地金子立ね（値）書付」の提出を命じる、長束正家発声吉川三左衛門（長浜の上層町人）宛書状がある。⁽¹²⁾ 当時の北東部で、公定でなく実態として金相場が立ったことがわかる。このことは、金現物の取引の存在もまた示唆する。

同年の長束正家ら発声名寺^{しやうみやうじ}（現長浜市）宛の蔵入地算用状は「御朱印金子」と米との比価（二枚＝京升七〇石）を記す。⁽¹³⁾ 前項でも類似の事例を示したが、当時の北東部でも、検地・蔵入地算用に際し、金相場（実態・公定）を秀吉政権が意識していたことがわかる。

文祿四年（一五九五）の長東正家ら発声浦観音寺宛の蒲生郡・栗太郡・堅田蔵入地算用状は、「まめ」と「御墨印金子」との比価（一枚〓八五石）を示す。¹⁴慶長二年（一五九七）の滋賀郡・蒲生郡・栗太郡の蔵米算用状も「まめ」と「御朱印金子」との比価（一枚〓六一石）を示す。¹⁵以上の諸例から、秀吉政権の会計に際する金相場の意識・公定は、南東部・西部を含め汎近江的だったことがわかる。また、以上の三例は、秀吉政権が朱印金・墨印金すなわち製造主体の保証のある特定の金を基準として採用したことが、近江でも周知されていたことを示す。

その他の事例としては、天正一八年（一五九〇）の長浜上層町人・吉川家の「金子銀子料足」進済に関する記録がある。¹⁶詳細は不詳だが、金・銀・銭現物の支払手段の使用を示す（第三節で再論する）。

慶長二年、長東正家ら発上坂八右衛門（上坂郷〔現長浜市西上坂町周辺〕を地盤とする国人）宛「御掟」は、奉公人侍五人組・下人十人組内の「悪党」告発の際の、告発者への報奨額を「金子二枚」と定める。なお当該史料は江戸幕府による五人組制度の直接的な起源となる法として知られている。¹⁷以上の諸例から、長浜最上層町人レベルでの金使用や、統一政権の立法での報奨支払の価値尺度としての金使用があったことがわかる。

一七世紀第一四半期の事例には、元和元年（一六一五）、馬見岡綿向神社（第一章参照）の修理に際し、「小判金」八両を蒲生家が寄進した、¹⁸というものがある。同六年（一六二〇）には同様に「壹分判」六両を寄進している（同時に「灰吹銀」も寄進した。¹⁹南東部の神社へ、小判・一分金形態での金寄進があったことがわかる。これは江戸幕府による金供給が前提であり、近世的金統合の一端を示す。

同八年（一六三二）、江戸に下向する日野夫（日野は現東近江市。もと蒲生家の本拠）の給分を、「一人二付而式兩式歩」と兩・分単位すなわち金建てで示し、江戸での支払手続を定める、蒲生忠郷家臣発給文書がある。²⁰一六二〇年代には人夫レベルでも金にアクセスする機会があったことを示す。

(3) 小括

以上の事例検出結果をまとめる。近江での金使用の徴証の初見は一五七〇年代である。使用階層としては、一五七〇年代には領主（有力神社）レベル、一五八〇年代には土豪・在地村落代表者（寺院）レベルにとどまっていたものが、一五九〇年代には上層町人レベル、一七世紀には人夫レベルでもアクセスする機会があったことを確認した。用例としては、一五八〇年代以前では贈与、貢納、一五九〇年代以降はそれらに加え給与等の支払、ならびに政権法での価値尺度の例を確認した。その他の現象としては、一五九〇年代に汎近江的に金相場が存在したこと（このことは金現物取引の存在を示唆する）、一七世紀には有力寺社への寄進という形で東国の大名から金が流入する回路があったこと等を確認した。概して、領主・非領主層双方での金使用を確認した。なお一六一〇～二〇年代における小判・一分金使用の事例は、近世的金統合の一端を示す。

本節冒頭で示したように、浦長瀬氏は、当該時期の近江において売券の価額表記に金が使用された例が北東部で一五九〇年代に一件のみある、と語る。しかしこの観はあくまで売券に拠る限りであり、実態としての近江での使用は一五七〇年代以降に確認できる。本節冒頭で示した、先行研究が語る京都の傾向と共時的である。また地域としては汎近江的に確認できる。

第三節 銀——銀商誘致政策、各種銀の併存

第一節で示したように、浦長瀬氏は売券価額表記媒体としての銀使用の初見を、南東部では一六〇一～一〇年に、同北東部では一六三一～四〇年に求める。なお近江の隣接地域たる京都での銀使用の普及時期に関する先行研究⁽²⁾では、一五六〇～一五七〇年代に見出す論者がいる一方で、大方の論者は一五九〇年代に求める。近江に⁽²⁾とってのもう一方の隣接地域たる伊勢については、一五六〇年代中ごろ以降に伊勢以西からの銀流入が確認でき、

成稿一覧

序 章 各章初出時の研究史整理の部分を再構成したもの

第一章 「二六世紀」一七世紀初頭近江の銭使用状況」(『日本史研究』六二七、二〇一四)

第二章 「二六世紀後半」一七世紀初頭近江の金・銀使用状況」(『国語国文論集』四五、二〇一五)

第三章 「二七世紀第一四半期の彦根藩経理記録にみる三貨制度成立の一階梯」(『安田女子大学紀要』四四、二〇一五)

第四章 「二六世紀後半」一七世紀初頭の紀伊における銭・金・銀の使用状況」(『ヒストリア』二四九、二〇一五)

第五章 「書評」千枝大志著『中近世伊勢神宮地域の貨幣と商業組織』(『ヒストリア』二三三、二〇一三)

第六章 新稿

第七章 「二六世紀」一七世紀初頭の播磨・但馬の銭・銀・金の使用状況」(『神戸大学史学年報』三〇、二〇一五)

第八章 「二六世紀後半出雲の銭使用について」(『松山大学論集』二四四、二〇一三)

第九章 「二六世紀第四四半期四国の銭使用秩序に関するノート」(『安田女子大学紀要』三九、二〇一三)

第十章 「中近世移行期九州北部の銭の流通と生産に関する若干の事例」(『国語国文論集』四二、二〇一三)

第十一章 「日本中近世移行期国産銭に関する基礎的考察」(『国語国文論集』四三、二〇一三)

第十二章 「日本中世の手形類の技術的到達点」(『社会経済史学』八一四、二〇一六)

第十三章 新稿

終 章 新稿(『貨幣史研究会例会口頭報告「日本近世初期貨幣の特性 三貨制度成立の政策的ロードマップ」(二〇一五年

六月七日、於同志社大学)の報告原稿を基にした)

補 章 「醍醐寺僧房玄は銭の夢を見る」(『史学研究』二八三、二〇一四)

※本書の構成にあたり、大幅な改稿・増補や、章を越えた叙述の入れ替え等を行った。本書をもって現在の見解とする。

あとがき

本研究は、筆者が研究分担者として参加している研究事業「前近代および近代移行期における貨幣と信用」(JSSPS科研費JP15H03370、研究代表者鎮目雅人・早稲田大学教授)、「日本における紙幣の発生と展開」(同JP16H03650、研究代表者加藤慶一郎・流通科学大学教授)、「日本中世貨幣史の再構築」(同JP17H02389、研究代表者中島圭一・慶應義塾大学教授)、ならびに「文禄〜元和期を中心とした近世的銭統合過程の基礎的研究」(同JP25770248、研究代表者高木)、「日本近世の貨幣統合と経済思想」(同JP17K03118、研究代表者高木)の助成を受けたものです。また、勤務先である安田女子大学から出版助成を得ました。本書編集にあたり思文閣出版の井上理恵子氏に多大なご尽力をいただきました。ここに記して謝意を表します。

博物館から大学に職場を移し、十年目に入りました。「近頃の若い者は…」という年配者のぼやきは歴史の常である、という言説があります。しかしながら、私が毎日接している学生を見ている限りは、「近頃の若い者も捨てたものではない、むしろ私が学生だったときよりしつかりしているのではないか」、というのが実感です。大学祭やクラブ・サークル、オリエンテーション・シンポジウム、ラーニング・コミュニティなど様々な活動の運営を自分たちで行う彼女たちの姿を見て、強く思います。

目の前の利用者に満足してもらえるような、できうる限りの教育コンテンツを提供することが、前職でも現職でも私の責務としてあり続けています。

二〇一七年六月

高木久史

159, 164, 165, 169, 194, 231, 245
 毛利元就 159
 木食応其 91, 93~95
 模造(銭) 12~14, 24, 25, 38, 115, 116,
 122, 171, 174, 179, 180, 182, 186, 189,
 192~197, 230, 235, 236, 245, 249, 255,
 256
 模铸(銭) 9, 24
 百瀬今朝雄 213, 226
 森安彦 69
 盛本昌広 15, 26

や

夜久郷 140
 焼(やけ)(銭) 19, 184
 安国良一 5, 9, 12, 13, 18, 21, 22, 24, 54,
 87, 115, 121, 135, 139, 143~146, 181,
 182, 196, 198, 241, 260
 矢田俊文 110
 八部(郡) 125
 矢野荘 134
 山内讓 169
 山口 140
 山崎 247
 山城(国) 10, 11, 124, 229, 245, 247
 山田勝芳 276
 山田羽書 216~220, 240, 257
 大和(国) 10, 11, 37, 39, 121, 220, 229,
 242, 243, 245, 272
 山門(郡) 172
 八幡 19

ゆ

輸入銭 12, 13, 86, 179, 182, 186~190,
 193, 194, 221, 234, 257, 277

よ

八日市場 114
 楊枝嗣朗 195, 225
 山田 113, 114, 117, 214, 216, 226
 横田荘 150
 吉田兼見 158

り

琉球 86, 189, 197
 領国貨幣 5, 256, 257
 領国金銀 5, 252

ろ

六道銭 234, 256

わ

若狭(国) 29, 30, 90
 若松 44, 54
 脇田修 57, 68
 脇田晴子 187, 189, 196, 197
 和銭 172~174, 178, 180, 235
 渡辺津 124
 渡辺信夫 260
 綿貫友子 106
 渡政和 206, 225
 破(われ)(銭) 10, 19, 22, 31~34, 42, 50,
 116, 184, 188, 193, 230, 243, 247

藤本隆士 24
 豊前(国) 17, 149, 151, 154, 156, 173
 府中(豊後国) 171, 172
 ブライアン・小野坂・ルパート 276
 フロイト 264
 プロードル 54
 豊後(国)[第十章除く] 149, 231, 235
 分古銭 163~165, 169
 文銭 181
 分銭古 151, 162~165, 169
 文禄通宝 193, 249

へ

へいら(銭)
 9, 21, 33, 38, 42, 115, 230, 245, 253
 遍照院 162

ほ

坊 44
 宝月圭吾 213, 226
 房玄 262~271, 273~275, 277
 方広寺 93, 95, 137
 宝珠寺 163
 法隆寺 133, 134, 271
 細川昭元 33
 細川(家) 172
 細川忠利 192
 本位貨幣 4
 本願寺 129, 212
 本宮 97
 本郷恵子 200, 223
 本銭 126
 本多博之 11, 15, 22~24, 26, 30, 49~51,
 53, 68, 83, 87, 147~159, 163~165, 169,
 180, 182, 190, 196~198, 241, 259

ま

埋蔵銭 273
 埋納銭 274
 前田玄以 128
 真栄平房昭 197
 増田長盛 127, 128
 増井経夫 192, 198

町居 64
 松ヶ島 68
 松平忠輝 109
 松村恵司 180
 馬淵 64

み

三浦(氏) 263
 三浦龍昭 275
 三上隆三 18
 三河(国) 120, 229, 245, 254
 水戸 14, 24, 191
 皆川隆庸 109
 南栗太郡 55
 美濃(国) 122, 254
 箕浦 63
 三船神社 92
 美保関 148, 153
 宮家準 108
 宮澤知之 197
 宮永郷 215
 明恵 271~273
 三好政権 33, 34, 119, 185, 191, 243
 明銭 33

む

武蔵(国) 108, 254
 武蔵墨書小判 73, 251
 陸奥(国) 44, 80, 120, 245, 248
 無文(銭) 10, 13, 32, 38, 115, 116, 185,
 187~190, 193, 194, 196, 197, 230, 235,
 243~245, 247, 249
 村井章介 89, 106
 村松白根遺跡 25
 室町幕府 14, 32, 33, 50, 119, 185~187,
 188, 191, 195, 196, 206, 213, 215, 239

め

明和二朱銀 6

も

毛利一憲 52
 毛利(氏) 8, 30, 147, 149, 150, 152~157,

ね
根来寺 89

の
能銭 29, 34, 35, 49
野里 136~138
能勢郡採銅所 126
野原荘 165
野間(郡) 162, 163, 169
能美(郡) 182

は
ハイエク 195
灰吹(銀) 15, 59, 64~66, 80, 81, 84, 85,
137, 139, 143, 220, 252, 253, 256
芳賀幸四郎 276, 277
羽書 112, 113, 115, 117, 120, 216, 218~
220, 222
博多 171, 172, 235
萩銭 177
萩藩 53, 83, 172, 175, 177, 178, 182
羽柴秀長 140, 229, 230, 245~247
羽柴秀吉・筒井順慶天正一〇年法 10,
23, 32, 33, 35, 38, 42, 116, 169, 188, 190,
192, 230, 231, 235, 247
橋本雄 14, 25, 51, 195, 197
長谷川宗仁 141, 146
長谷川博史 159
長谷川裕子 70
はたかけ 38, 42, 115, 116, 230, 245
八幡山 61, 249
服部英雄 194, 195
花隈 145
浜野潔 21
芳養 96
早島大祐 203, 204, 206, 224, 225
ハリール, カラム 275, 277
播磨(国)[第七章除く] 17, 29, 65, 105,
130, 216, 220, 231, 236~239
判金 15, 99~101, 104, 239, 246
藩札 6, 16, 207, 219, 223, 236, 241, 257
藩銭 17, 172, 176~178, 181, 182, 192,

193, 235, 236, 240, 241, 255

ひ

東浅井(郡) 28, 55
彦根藩[第三章除く] 103, 233, 239, 254
肥前(国)[第十章除く] 17, 229, 241, 245
備前(国) 143, 237
ビタ(ひた・鏝)(銭) 6~10, 12, 13, 17,
21, 22, 35, 37~39, 41~47, 51~54, 74,
81~87, 91, 92, 96, 97, 102~104, 106,
108, 112, 113, 115, 116, 118, 120, 121,
125, 126, 130, 140~142, 149, 157~159,
167, 168, 170, 176, 188, 193, 198, 220,
227~235, 245~249, 252~256, 258,
259
日高(郡) 88, 90
常陸(国) 25
備中(国) 151, 153, 156, 182, 202
日根荘 119, 185, 191
日野 59, 64, 81
姫路 139
兵庫(津) 89, 124, 128, 129
平野 124
平野荘 125, 248
平(ひらめ) 38, 42, 115, 230, 245
ヒルデブランド 117, 121
備後(国) 150

ふ

深谷幸治 51, 57, 68
福岡藩 172
福祥寺 125, 128, 130
福知山藩 193
福眞陸城 49
富士 185
藤井讓治 15, 18, 21~23, 34, 50, 51, 53,
74, 85, 103, 110, 230, 233, 241, 254, 259,
260
藤田五郎 22, 193, 198
藤田達生 68, 169
藤田恒春 70
藤野保 182
伏見 74

天正通宝 190, 193, 194, 198, 249
天王寺 18, 19, 185

と

東郷松郎 144
東寺 134, 268, 273
当世銭 157
唐銭 184, 186, 187
東大寺 133, 200, 205, 223
東福寺 119, 185, 191
当料 153, 155, 157, 159, 164
遠江(国) 83, 120, 229, 245, 249, 254, 259
徳川(家) 15
徳川家綱 255, 257, 258
徳川家光 255
徳川家康 15, 109, 120, 194, 229, 242, 249~252
徳川綱吉 258
徳川秀忠 109
土佐(国) 229, 245
富田 148, 149
伴野莊 225
鞆淵 90
豊倉 137
豊田武 214, 217, 226
豊臣(羽柴)秀次 61, 69, 91, 94, 107, 149, 249
豊臣(羽柴)秀吉 10, 15, 22, 53, 57~59, 62, 63, 70, 89, 93, 94, 98, 105, 120, 124, 127~129, 133~136, 141, 144, 145, 149, 162, 163, 167, 185, 191, 193, 194, 198, 228, 245, 247~253, 255, 259
豊臣秀頼 94, 128, 130
渡来銭 190

な

永井久美男 198
中尾堯 275
中川すがね 234, 241, 261
中島楽章 50
中島圭一 14, 15, 25, 26, 51, 54, 68, 121, 122, 172, 173, 180, 186~190, 193, 195~197, 241

永島福太郎 277
中瀬金山 132, 133, 141, 143, 238
長門(国) 150, 155, 156, 164, 172
長野暹 176, 181
中野節子 260
長浜 58, 59, 61, 62, 65, 191, 248
永原慶二 115, 121
中村一 275
名古屋 64
名護屋 94, 98, 128
那智 88, 96, 97, 99, 100, 102, 105
那智山 58, 97, 98, 101, 106, 107, 109
長束正家 58, 59
鍋島元茂 181
鍋島勝茂 175, 181, 182
鍋島(家) 176
鉛(なまり・ナマリ)(銭) 9, 10, 13, 21, 23, 32, 33, 42, 116, 193, 229, 230, 247, 253
なみ(並・次・普)(銭) 112, 113, 116, 154~157, 160, 169, 232, 244, 245
奈良 10, 11, 22, 100~104, 124, 126, 127, 130, 157, 237, 238, 243, 247, 250, 270
鳴海(家) 14, 25
なわ切 184
南京(なんきん)(銭) 8, 10, 19, 22, 32, 42, 116, 147, 152~157, 159, 184, 187, 193, 196, 230, 231, 247
南(なん)料 152

に

新見莊 182, 202~204, 208, 209
西浅井(郡) 28, 56
西尾和美 169
西弥生 275
二勝寺 63
西脇康 260
二分小判 76
日本新鑄料足 185~187
日本銭 185, 186, 196
丹羽長秀 57, 61

245, 248
 銭洗弁天 274, 278
 善銭 20, 187
 宣徳通宝 19, 33, 50, 184, 243
 銭匁札 6
 禪林寺 95

そ

宋銭 9, 25
 曾根勇二 170

た

大ヶ塚 96
 大観 184
 大黒(家) 250, 251
 大黒常是 15, 112, 219, 220, 249, 251
 大黒常是銀 252
 醍醐寺 262, 267
 大徳寺 87
 大仏大判 85
 大物 44
 平雅行 275
 高島(郡) 28, 56
 高島南市 29
 高田倫子 179
 高橋慎一朗 275
 高室 137
 田川 40
 瀧澤武雄 24, 181, 197
 竹田和夫 278
 武田(氏)(甲斐国) 185, 191, 251
 武田(氏)(若狭国) 30
 但馬(国)[第七章除く] 17, 47, 52, 124,
 130, 229~231, 236, 238, 245~247, 252
 但馬南鐐 143
 田尻鑑種 172
 田尻親種 172, 173
 多田銀銅山 124, 130, 238
 鑪幹八郎 276
 辰田芳雄 203~206, 224, 225
 堅切紙 207, 210, 211, 217
 田中久夫 275
 田中浩司 15, 26, 52, 68, 87, 143, 146,

187, 190, 191, 196~198, 259, 276
 谷口一夫 260
 田谷博吉 85
 垂水西牧 124, 125, 127
 丹波(国) 140

ち

千枝大志 11, 17, 18, 22, 24, 37, 50, 52,
 61, 65, 69, 70, 82, 86, 97, 103, 108, 111,
 112, 114~121, 144, 178, 182, 214, 216,
 218~220, 226, 229, 230, 233, 234, 240,
 241
 筑後(国)[第十章除く] 17
 筑前(国)
 149~151, 155, 156, 162~165, 169, 172
 竹生島神社 57
 縮 137, 139
 鍛 8, 147, 153~157, 159, 164, 169, 231
 中央銀行券 195
 中国銭 187, 189, 190, 194, 249
 中銭 42, 74, 75, 77, 78, 80, 82, 83, 85~87,
 91, 103, 112, 167, 168, 184, 185, 187,
 233, 234, 254, 257
 中ノ下 82, 91, 92, 103, 231, 232
 丁銀(子) 15, 64~67, 73~81, 84~86,
 112, 120, 140, 216, 219, 220, 239, 251,
 252, 254, 256
 朝廷 239
 長命寺 62

つ

塚本豊次郎 259
 津島 234
 津田重長 128
 筒井順慶 10, 22, 247
 坪江郷 213, 215
 敦賀 90

て

豊島(郡) 124
 鉄銭 115
 出羽(国) 120, 232, 248
 天正大判 15, 26, 73, 85, 99, 239

相模(国)	254
坂本	9, 62, 65
佐木浦	154
作道洋太郎	196
佐久間正勝	138, 145
桜井英治	8~10, 13, 16, 21, 24, 26, 107, 122, 144, 160, 182, 193, 196, 199, 200, 202~204, 206~208, 210~214, 217, 221~223, 225, 226, 231, 235, 241, 259, 260, 278
櫻木晋一	24, 25, 176, 179~181, 195, 197, 198, 241
座銭	193
佐竹(氏)	108
薩摩(国)	122, 174
佐渡(国)	252, 252
佐藤満洋	180
佐藤泰弘	200, 203, 205, 223, 224
讃岐(国)[第九章除く]	17, 43, 47, 57, 81, 92, 232
佐和山	57
三和利銭	180
し	
地悪銭	185, 187
滋賀(郡)	28, 56, 59
鹿野嘉昭	218, 219, 227
飾東(郡)	137
地御前	159
私札	16, 17, 112, 195, 199, 200, 202, 203, 207, 208, 210~212, 214~219, 221~ 223, 240, 257
地銭	185, 186, 196
私造(銭)	25, 248
私鑄(銭)	24, 187
祠堂銭預り状	206, 207, 211, 212, 214, 215, 217, 218, 226
志那	27, 37, 38, 52, 245
品川	254
品治重忠	202, 203, 208, 211, 212, 221, 224, 226
篠首	137
柴田勝家	244, 246, 247

澁谷一成	203, 204, 224
志摩(国)	229, 245
嶋谷和彦	25, 196, 197
島津氏	194
下京	19
下野	109, 120
下房俊一	277
十文めのひた	96, 103, 233
上宮寺	120
上州銭	75, 76
上銭	41~43, 45, 46, 48, 53, 74~78, 80 ~87, 91, 92, 103, 166~168, 232~234, 254, 257, 258
称名寺	58
青蓮院	29, 49
真盛	214
新銭	9, 13, 21, 33, 43, 50, 175~177, 181, 184, 191~193, 197, 229, 243, 248, 253
す	
周防(国)	150, 152, 155, 156, 164, 192
菅浦	35, 36, 39
鈴木敦子	50, 53, 122, 180, 241
鈴木公雄	115, 121, 234, 241, 273, 278
住吉(郡)	125
磨(すり)(銭)	19, 184
駿河(国)	98, 105, 106, 254
諏訪神社	64
せ	
セーガル, イーサン	226
精銭	8, 9, 25, 29, 34, 42, 49, 50, 52, 74, 81, 113, 116~120, 124, 134, 138, 148~ 151, 155, 156, 173, 190, 192
清銭	31, 34, 125, 133, 134, 138, 149~ 151, 154~158, 172, 173
請銭	150
制銭	190
省陌(百)	78, 82, 112, 115, 117
清料	147, 150, 152, 155, 156, 163, 164
精料	150, 151
摂津(国)[第六章除く]	17, 47, 57, 93, 105, 216, 220, 229, 231, 234, 236~238,

け
 景戒 270, 271, 273
 計算貨幣 8, 10, 33, 72, 80, 84, 116, 118,
 150, 156, 198, 244, 245, 247~249, 253
 慶長大判 73, 79, 93
 慶長金 6, 239, 251, 253
 慶長銀
 6, 139, 219, 220, 239, 251, 253, 257
 慶長金銀
 5, 14, 15, 74, 85, 239, 251~253, 256, 258
 慶長小判 73, 74, 98, 100, 239, 251, 252
 慶長丁銀 74, 85, 219, 220, 240, 251
 慶長通宝 190, 193, 194
 下銭 42, 77, 78, 80, 82, 83, 85~87, 103,
 167, 168, 233, 234, 254
 元和通宝 190, 193, 194
 顕如 57
 こ
 上坂 59
 甲州金 251, 252
 上野(国) 76, 254
 公鑄(銭) 24
 河野昭昌 275
 興福寺 121, 185, 188, 191, 197, 213, 215,
 242, 270
 洪武通宝 33, 38, 50, 115, 116, 171, 174,
 180, 184, 194, 197, 230, 243, 245, 256
 高野山 89~95, 105
 高銀美 277
 古河 25
 古河公方 25
 古賀敏朗 176, 181
 古賀康士 83, 87, 180, 234, 241
 粉河 106
 国産(銭)[第十一章除く] 7, 12~14, 17,
 25, 33, 38, 115, 116, 173, 174, 179, 182,
 221, 228, 230, 235, 236, 244, 245, 249,
 255, 256
 小倉 180
 小倉藩 83, 172, 175, 180, 192
 古今渡唐銭 186, 191

御朱印金子 59
 古銭 9, 74, 81, 150, 151, 155, 156, 164,
 175~177, 184, 185, 187, 256
 後醍醐天皇 201
 小玉銀 15, 74, 251
 小寺休夢 134, 136, 144
 小寺職隆 136
 後藤金 252
 後藤(家) 15, 73, 74, 99, 239, 246, 250, 251
 後藤光次 251
 近衛(家) 204
 小葉田淳 11, 12, 14, 24, 41, 50, 53, 54,
 74, 76, 78, 80~82, 85~87, 96, 108, 122,
 130, 143, 145, 167, 168, 170, 186, 187,
 196~198, 233, 241, 259
 小早川(氏) 150, 165
 小早川隆景 162, 163, 169
 小判(金) 15, 59, 60, 67, 73~77, 79, 80,
 84, 85, 98, 100, 101, 135, 239, 251, 252,
 254
 後北条(氏)
 113, 117~120, 185, 187, 188, 194
 御墨印金子 59
 こま(細)銀(子) 73, 74, 79, 85
 小松原 102
 小山靖憲 90, 106
 ころ(銭)
 19, 38, 42, 115, 184, 230, 245, 256
 コロコロ 184
 根本渡唐銭 119, 184, 186
 さ
 割符 16, 199, 200, 202~212, 214, 217,
 218, 221~225
 堺
 13, 23, 189, 196, 197, 224, 245, 247, 249
 酒井紀美 275, 276
 さかい(さかひ)銭 184, 196, 197
 栄原永遠男 24, 223
 佐方保 163
 坂田(郡) 28, 55
 坂田聡 70
 佐賀藩[第十章除く] 17, 235, 236, 255

神魂社 149, 150, 152~154, 158
 カロン 87
 河合隼雄 276, 277
 河内将芳 259
 河口荘 213, 215
 河崎 112~114, 118
 河内(国) 23, 57, 96, 247
 河内銭 177
 河東仁 275, 277
 川戸貴史 11, 15, 18, 24, 26, 42, 43, 51,
 53, 54, 65, 68~70, 82, 86, 91, 92, 102,
 107, 110, 121, 122, 134, 144, 158, 180,
 182, 195, 198, 212~214, 223, 226, 259
 寛永通宝 6, 8, 9, 11~14, 17, 24, 33, 53,
 82, 87, 103, 172, 176, 177, 179, 181, 182,
 192~194, 234, 246, 248, 249, 254~256,
 258
 き
 紀伊(国)[第四章除く] 17, 43, 47, 58,
 81, 82, 111, 129, 130, 138, 139, 143, 168,
 216, 220, 229, 231~234, 236~239, 245,
 248, 252
 紀伊湊 89
 岸本美緒 24
 基準銭 5, 7, 8, 10, 12, 13, 22, 24, 30, 32
 ~35, 37~39, 41~45, 47~49, 52, 83,
 85, 91, 103, 112, 116, 119, 120, 122, 124
 ~126, 130, 133, 140~142, 147~157,
 163, 165, 168, 169, 173, 176, 179, 180,
 188, 189, 193, 209, 220, 228, 229, 231~
 234, 243~248, 252~255, 258
 北野松梅院 226
 北畠(氏) 113
 吉銭 150, 151, 153
 吉川広家 149, 154, 158
 杵築 148, 149, 151, 153, 155, 159
 杵築社(杵築大社)
 149, 150~153, 156, 159
 切手 166, 216, 218
 義堂周信 277
 木戸 44
 木下家定 138

木原溥幸 170
 九文め五分のひた 96, 103, 233
 京小判(金) 74, 79, 80
 京銭 6, 8, 9, 12, 13, 21, 25, 42, 44, 45, 48,
 53, 83, 86, 177, 185, 187, 188, 191, 196
 ~198, 230, 232, 253
 京都(京) 4, 9~11, 15, 18, 23, 28, 30, 41
 ~43, 47, 51, 52, 56, 60, 61, 64~67, 73,
 74, 77, 81, 82, 84, 91, 92, 94, 99, 101~
 105, 112, 124, 130, 139~141, 143, 185,
 201, 204, 206, 209, 216, 217, 223, 232,
 234, 236~239, 243~247, 249, 252, 256,
 263
 京判(金) 73, 74, 79, 80, 85
 切紙 106, 223
 切符 200~202, 207
 桐山浩一 15, 26, 68, 110
 金匠手形 222
 金銭 184, 197, 198, 249
 今銭 184, 191, 197
 近銭 197
 銀銭 177, 193, 249
 金遣い 63, 115, 243
 銀遣い 17, 63, 101, 104, 105, 115, 129,
 136, 139, 143, 220, 236~238, 243, 258
 く
 求院 154
 空海 268
 草間直方 191, 193, 197, 198
 柳田良洪 275
 九条政基 185
 久田松和則 178, 182, 218, 227, 241
 朽木昌綱 193
 国銭 178, 182
 国の料足 178, 182
 久畑 140
 熊野 89, 102, 108
 栗太(郡) 28, 59
 黒崎城 172
 黒田明伸 24, 25, 197, 198, 227
 黒田基樹 226
 黒田孝高 134

98, 100, 102~105, 125, 130, 137, 139,
140, 142, 143, 168, 191, 214, 216, 220,
232~234, 236~239, 245, 248, 249, 252,
254
大石直正 200, 223
大内(氏) 30, 117, 119, 147, 149~151,
154, 159, 164, 173, 182, 185, 188, 189,
196, 197
大欠(銭) 19, 184
大坂 79, 94, 101, 105, 166, 167, 249
大嶋神社・奥津嶋神社 39
大隅(国) 171, 191
大田由紀夫 24, 277
大津 63
大とう 184
大友義鑑 172, 180
大友義鎮 180
大友(氏) 171~173, 180, 231
大鳥居 184
大野瑞男 83, 87, 260
大原観音寺 29
大判(金) 15, 74, 75, 79, 84, 93, 95, 246, 250
大ひひき 184
大部荘 133
大湊 113, 117
大山崎 185
大破(銭) 9, 13, 21, 33, 42, 229, 253
小川国治 182
小城祇園社 177, 181
越生 108
小谷 31, 34
織田信長 5, 10, 20, 34, 46, 51, 52, 57,
116, 119, 133, 135, 140, 142, 143, 146,
185, 190, 194, 225, 228, 237, 242, 244~
249, 252~255
織田信長永禄一二年法 5, 20, 34, 49, 50,
51, 98, 105, 119, 152, 189, 190, 230, 235,
243, 244, 246, 253
小野正敏 49, 71, 106
小幡 29
小浜 29, 30, 90
折紙銭 107, 135, 212

小和田哲男 69
尾張(国) 122, 229, 234, 245
か
甲斐(国) 108, 191, 251
海津 63
替状 16, 17, 199, 200, 202, 203, 210~
215, 222, 223
替銭 199, 210~215, 226
替文 202, 210, 211
替米 210
加賀(国) 182, 215
鰐淵寺 152
欠(かけ)(銭) 10, 22, 32, 33, 42, 50, 116,
184, 193, 230, 243, 247
鹿毛敏夫 179
賀古荘 29, 30, 49
加治木 171
加治木銭 171, 172, 174, 191
嘉定 184, 196
春日大社 5, 22, 124, 127, 242, 243
霞ヶ浦 14
加太 89
片桐且元 127~129, 166
堅田 59
かたなし(銭) 9, 21, 33, 42, 229, 253
賀太荘 91
葛川明王院 29, 30, 36, 39~41, 43, 49,
62, 64, 65, 80, 81, 87, 137
金沢藩 256, 261
狩野七郎右衛門 139, 256
仮納返抄 200, 223
鎌倉 263, 274
鎌倉幕府 213
上大森 40, 52
上川通夫 276
上京 19
神谷智 227
蒲生氏郷 57, 68
蒲生忠郷 59
蒲生秀行 44, 62
蒲生(郡) 59, 63
蒲生(家) 44, 232, 254

市村高男 106
 一括出土銭 25, 273, 274
 巖島 239
 伊藤啓介
 51, 200, 203~205, 208, 210, 223, 224
 伊藤聡 276
 伊東多三郎 87, 180, 182
 伊藤正敏 106
 伊藤義一 169
 稲葉継陽 54
 犬上(郡) 28, 55
 井上正夫 161, 165, 169, 170, 203~205,
 208, 223, 224
 井原今朝男 203, 205, 206, 224, 225
 今井宗久 141, 146
 今津 29
 今堀 29, 52, 56
 今堀日吉神社 39
 居森社 234
 伊予(国)[第九章除く] 17, 151, 231
 岩倉 52, 63, 70
 岩橋勝 21, 26, 70, 260
 石見(国) 130, 150, 152, 238
 石見銀山 124, 132, 133, 252
 岩屋寺 150

う

宇喜多(氏) 143, 237
 宇坂莊 204
 宇佐見隆之 203, 205, 207, 209, 224, 225
 薄銭 112, 115
 宇多津 161
 打平(うちひらめ) 10, 19, 22, 31, 32, 34,
 38, 42, 115, 116, 185, 187, 191, 193, 196,
 230, 235, 243, 245
 内山俊身 25
 宇田 40
 馬見岡綿向神社 44, 59, 62, 65, 80
 梅崎恵司 180
 浦長瀬隆 11, 16, 17, 23, 24, 27, 28, 35~
 37, 39~41, 45, 46, 48, 49, 54~56, 58,
 60~64, 66, 86, 88~90, 92~97, 100,
 102, 104, 106, 123, 124, 126, 127, 129,

132~134, 136, 138~140, 142, 237
 宇龍 148

え

英俊 270~274, 277
 永楽通宝 6, 8, 14, 21, 25, 32, 37, 43~45,
 47, 48, 54, 82, 84, 112, 113, 115~120,
 122, 176, 184~187, 193, 194, 198, 229,
 232, 248, 249, 253, 254, 259
 江口孝夫 275~277
 江田郁夫 109
 愛知(郡) 28, 55
 越前(国) 10, 11, 24, 30, 50, 90, 125, 142,
 152, 157, 160, 169, 204, 213, 229, 244~
 247
 越中(国) 229, 245
 江戸 14, 53, 59, 63, 73, 75, 77, 79, 83,
 250, 254, 256
 江戸小判 73, 74, 79
 江戸崎 14
 江戸幕府 5, 6, 8, 9, 13, 15, 16, 33, 43, 49,
 59, 66, 67, 72, 82~85, 87, 98, 103, 139,
 157, 177, 179, 182, 188, 193, 199, 217,
 220, 222, 228, 229, 233, 235, 239, 240,
 243, 244, 246, 248~258
 江戸幕府慶長一三・一四年法 6, 8~11,
 13, 15, 17, 22, 28, 32~35, 37, 38, 42, 44,
 46~49, 82, 84, 94, 103, 115, 116, 121,
 130, 142, 168, 176, 188, 196, 220, 227,
 229, 230~254
 榎木 62
 榎本宗次 198, 260
 恵明 19, 33, 50, 184, 243
 撰銭 7, 8, 12, 19, 29, 30, 32~35, 41~43,
 45, 46, 48, 81, 85, 87, 112, 118, 119, 124,
 125, 134, 140, 141, 185, 209, 210, 213~
 215, 222, 230~233, 243, 256
 撰銭令 14, 18, 19, 27, 32, 50, 51, 117,
 119, 121, 158, 159, 186~189, 191, 196
 ~198, 243

お

近江(国)[第一~三章除く] 9, 17, 92,

索引

あ	
会津	14, 54
会津藩	80, 254
青木昆陽	86
安芸(国)	150, 155, 159, 189, 245
秋田	57
秋田藩	232
悪銭	13, 19, 29, 30, 35, 41, 42, 45, 48, 52, 74, 87, 112, 134, 138, 140, 141, 149, 151, 152, 155, 156, 158, 160, 165, 167, 193, 214, 226, 230, 232, 247
明智光秀	246
浅井長政	27, 32, 57, 185
浅井長政永禄九年法	27, 28, 31~35, 38, 47, 48, 50~52, 119, 188, 229~231, 243, 247, 253
朝尾直弘	50
朝妻	58, 63
芦浦観音寺	57~59, 62, 63
足利義昭	51
足利義持	14
預状	16, 62, 199, 200, 202, 210~215, 217, 218, 221~223, 225, 240
預手形	212
安宅荘	89
足立順司	278
安土	246
阿部航	15, 26, 68
阿部浩一	53
尼崎	124
尼子(氏)	148, 149, 151, 158
天野	90
天御中主命神社	62
新井白石	86
荒川荘	92
荒木(村重)	145

有岡	145
有田郡	90
有馬(温泉・湯山)	127~129
安治村	37, 38
安藤精一	107
安東荘	98, 106
い	
井伊(家)	76
伊香郡	28, 55
鷗荘	133, 144
斑鳩寺	134~136, 144
生野銀山	124, 130, 132, 141~143, 238
池田	124
池田輝政	137
生駒一正	166, 167
生駒親正	167
伊弉諾社	149, 154, 158
石田浩子	275
石田善人	49, 145
石橋臥波	275
伊豆(国)	229
和泉(国)	119, 191
出雲(国)[第八章除く]	17
出雲国造	149, 152, 153
伊勢(国)[第五章除く]	11, 24, 30, 38, 42, 47, 52, 60, 65~68, 82, 97, 101, 103 ~105, 140, 165, 178, 214, 216~220, 229, 233, 234, 237, 239, 245, 248, 249, 252
伊勢貞丈	86
伊勢神宮	112~114, 117, 118, 121, 135, 216, 229, 230
一分金	15, 59, 60, 67, 75~77, 79, 80, 84, 85, 135, 239, 251, 252
壹分判金	76, 77